# 令和７年度

# いじめ防止基本方針

常総市立玉小学校

はじめに

いじめは人として絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命、身体に危険を生じさせる恐れがある。しかし、いじめはどの学校にも、どの児童にも起こり得るものであるという認識のもと、日常的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

本校の教育目標「よく学びよく考え、思いやりの心をもってたくましく生きる児童の育成」のもと、児童一人一人が安心して、楽しく学習や生活ができる学校、いじめのない学校を目指す。

本方針は、いじめ問題克服に向けて「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、「茨城県いじめ防止基本方針」を参酌し、常総市立玉小学校の「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## Ⅰ　いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

### 1　いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となって児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第２条第１項」をいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### 2　いじめ防止に対する本校の基本的な姿勢

(1)　児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める

①児童理解を基盤として、発達段階に即した指導・援助の在り方を工夫し、児童一人一人が大切にされ、存在感や所属感を味わえるような温かい学級・学校づくりに努める。

②「分かる」「できる」「楽しい」と実感できる授業づくり、授業改善を通して、互いに認め合い、支え合う学級、学校づくりに努める。

③児童の思いやりの心や命を大切さを育む道徳教育や特別活動を大切にする。

④小規模校のよさを生かした活動により、自己肯定感を高める取組を重視する。

(2)　いじめの早期発見に努め、認知した場合、迅速に対応する。

①児童理解を大切にし、児童一人一人の変化に気付く感覚を磨き、児童、保護者からの話を傾聴する。

②定期的な調査や教育相談等を通して、いじめを早期に発見し、組織的対応を行う。

(3)　いじめ問題に関する意識を高め、学校、地域全体でいじめの問題に取り組む環境を整える。

①いじめ問題について保護者、地域、関係機関との連携を深める。

②教職員の「いじめ防止等」に関する研修の充実と徹底を図る。

## Ⅱ　学校の取組

### 1　いじめへの対応

(1)　「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 委員会の構成員

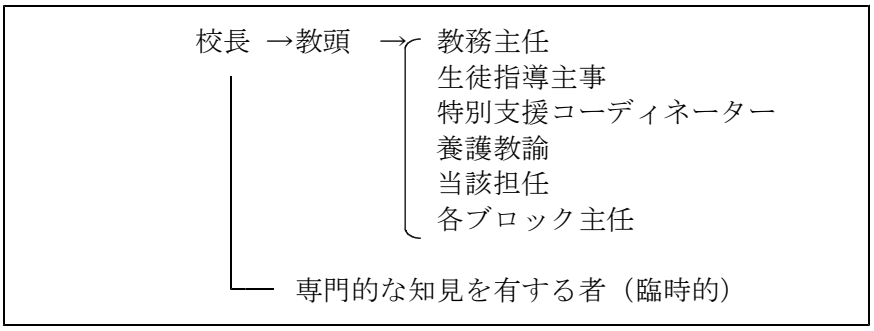


②　校長は委員会を総理し、委員会を代表する

③　委員会は学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核となり、以下の分担を担う。

ア　「学校の基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画を作成、実行、検証及び修正を行う。
イ　いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかにこの委員会を開き、情報の共有と児童への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。
ウ　いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応策を決定する。
エ　いじめへの対応等の取組が計画通りに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、「学校の基本方針」及びそれに基づくいじめ防止等の取組について、ＰＤＣＡサイクルにより改善を図る。
オ　重大事案が起きた場合、学校並びに教育委員会等が連携し、収束に向け速やかに対応する。
カ　児童の保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。
キ　地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡をうけた場合、速やかに対応する。

④　委員会は校長が招集する。
⑤　委員会は次の区分で招集する。
ア　毎週行う職員集会で情報交換を行う。いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合は随時臨時会として招集する。
⑥　その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

２　いじめ防止等に関する措置

(1)　いじめの未然防止

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することから、道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動
・「分かる」「できる」「楽しい」と実感できる授業づくり、授業改善を通して、グループ学習や協働的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感、成就感を味わわせることで、自己肯定感を高める。
・「玉小学習１０のきまり」を推進し、落ち着いて学習できるように学習の規律を守らせる。
・一人一人の学習の習熟度や課題を把握し、基礎的、基本的な習得の徹底を図る。
・児童が自らの行動を選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。
・学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的、計画的に実施し、学級の支持的風土を育む。
・学級会を充実し、学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や学級の仲間の違いや多様性を越えて「合意形成」する力を育てる。
・係活動を工夫し、自主的に行う活動によって、自己有用感を高める。

② 委員会活動、クラブ活動、学校行事、体験活動等
・いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動、学校行事、体験活動等の中で、全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は必要とされている）や自己存在感（自分は大切にされている）を高める。
・体験活動やボランティア活動等を通して、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることにより、児童の規範意識を高める。

③ 小規模校のよさを生かした縦割り班活動、幼小連携活動
・縦割り班活動、保幼小連携活動を通して、上級生が下級生に教えたり、下級生が上級生に感謝し、一緒に活動を共にすることで、相手を大切にし、自分が誰かにために役に立っていることを実感し、自己肯定感を高める。

④ 教育相談と個別面談
・いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。
・定期的に行う児童との個別面談の際にも、児童自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用することにより、教育相談体制を整える。

⑤ 児童の実態把握
・全ての教育活動を通して、教職員全体で児童の観察等をし共通理解を図ることで、児童の変化

敏感に察知し、いじめを受けている兆候を見逃さないように努める。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ

・インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため､児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

・インターネットやスマートフォンの正しい使い方やネット上でのトラブルについて周知させ、児童がそれらの使用について自ら判断し適切にできるよう、情報モラル教育を推進する。

・保護者には児童にスマートフォン等を持たせる際のルールを家庭で決める等、協力を得られるよう啓発する。

・県警やライオンズクラブ等外部関係機関との連携を図り、情報モラルの醸成に努める。

(2) いじめの早期発見

教職員はいじめがどの児童にも、どの学校にも起こりうることであるという共通認識を持ち、全ての教育活動に通じて児童の観察等をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにする。特に、些細な兆候であってもいじめではないかと疑い、早い段階から児童への個別の対応や相談の関わりを組織としてもつとともに、教職員全体で共通理解を図り、的確に状況の把握を行う。

① アンケート調査

・いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。

・アンケートは学校で行ったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。

・自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。

・いじめであると特定できなくても、疑わしい状況であれば記入するよう指導する。

② 保護者との連携

・学校での児童の様子や学校の取組を随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。(学校だよりの発行、玉小ブログの更新等)

・学校で行った児童同士の問題については、随時家庭に詳細を連絡する。その際、家庭訪問を推進し、直接会って話をし、理解が深まるようにする。

・日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

③ 相談窓口の周知

・いじめの相談については、保健室や相談室の利用、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(いじめ・体罰解消サポートセンター「いじめなくそうネット目安箱」､「こどもホットライン」SNS こどもオンライン相談等)

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策委員会」を開き、校長のリーダーシップのもと、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護

・いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

・被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

・被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。

・アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

・学校だけでは解決が困難な場合、事案の応じた専門機関と連携し、解消に向けた対応を図る。

・把握した事実を教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応

・加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する。

・加害者にしっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。

・加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行う。

・被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ 重大事態の調査と報告

・いじめによる重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを

生んだ背景事情、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校職員がどのように対応したかについて、詳細かつ速やかに調査し、教育委員会を通じて市長へ報告する。
・調査結果を基に再調査の必要があると認められた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供する。
・その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
・児童がインターネット上で不適切な書き込みを行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める措置を速やかに講じる。
・必要に応じて法務局に協力を求める。

3　関係機関との連携

(1)　保護者
・学校は児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。
・いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が適切な対応を行う。

(2)　地域
・学校は校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。
・いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3)　関係機関
・学校だけでの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局の関係機関に相談する。
・いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4)　学校以外の団体等
・塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者と児童が在籍する学校が連携して対応する。

(5)　その他
・いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校が連携していじめの問題に対応する。

4　教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

(1)　実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2)　事例研修を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3)　インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラノレへの理解を深める。

## Ⅲ　家庭の役割

子供の成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要で、ある。保護者は子供に対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子供の教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

県では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

1　保護者の責務

(1)　子供の話に耳を傾け、子供のよさを認めるなどして、子供の理解に努める。

(2)　学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努める。

(3)　国、地方公共団体、学校や地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。

(4)　情報モラルの理解に努め、子供がインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

2　未然防止と早期発見

(1)　子供の話に耳を傾け、認める、ほめる、しかることを通して、子供に決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。

(2)　家庭教育学級等に参加しながら、子供をどのように教育していけばよいのかについての学習に努める。

(3)　子供のささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子供の話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。

(4)　子供のスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

3　早期解消に向けた取組

(1)　子供がいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。

(2)　子供がいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。

(3)　子供を通していじめの情報を把握した場合、子供のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

## Ⅳ　地域の役割

いじめは、いつでもどこでも起こりうることから、いじめの防止等のためには、地域と学校との連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭や地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が大切である。県では、以下の事項について、様々な機会を活用して広く県民への周知、啓発を図る。

1　未然防止に向けた取組

(1)　地域と学校とが互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。

(2)　地域は、青少年育成者等を効果的に活用し、児童の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童同士、児童と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

2　早期対応に向けた取組

(1)　地域の住民、企業従事者、商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童に声がけを行う等をして様子を見るとともに、県教育委員会、市町村教育委員会又は最寄りの学校へ連絡することに努める。

(2)　民生委員・児童委員や青少年相談員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校と協力して対応する。

# 問題への対応の流れ

## 不登校児童への援助指導体制

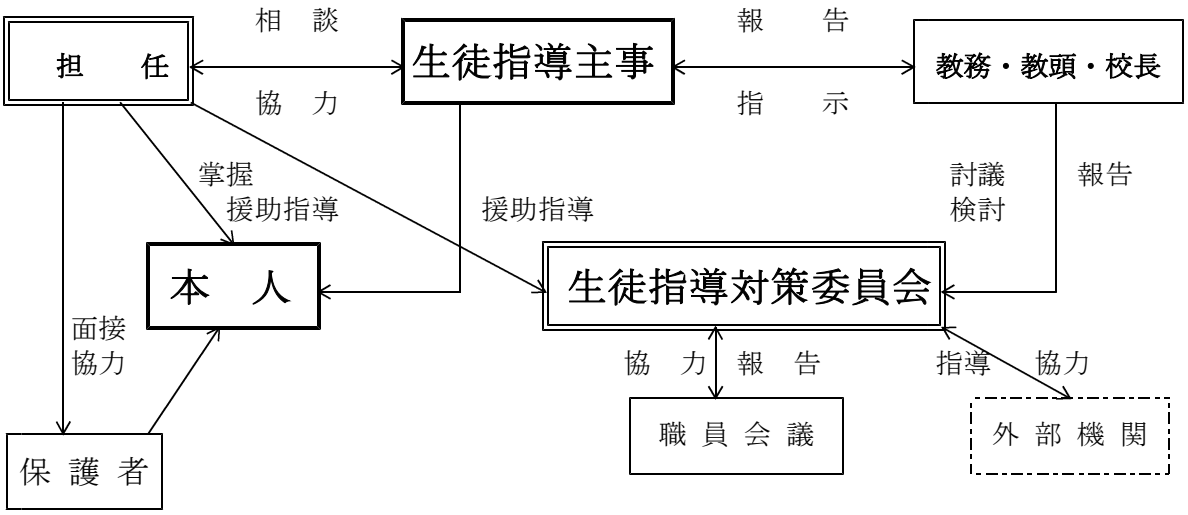


**不登校対策スキル**（いくつかを組み合わせて実践するとより効果的である）

（１）担任が電話をかける。
（２）担任が家庭訪問する。
（３）担任と学級代表（友人）で家庭訪問する。
（４）学級代表（友人）が家庭訪問する。
（５）学級の全員が手紙を書く。
（６）学級や学校の出来事、学習内容の分かるノート等を本人に渡す。
（７）校長、生徒指導主事が家庭訪問をする。
（８）放課後、車等で迎えに行き、登校させる。
（９）相談学級、保健室登校を促す。
(10) 常総市適応指導教室との協力・相談等の連携を図る。
(11) 民生委員や市の福祉課等の関係機関にも協力を要請する。

## いじめ・事故発生時の対応

問題の発生

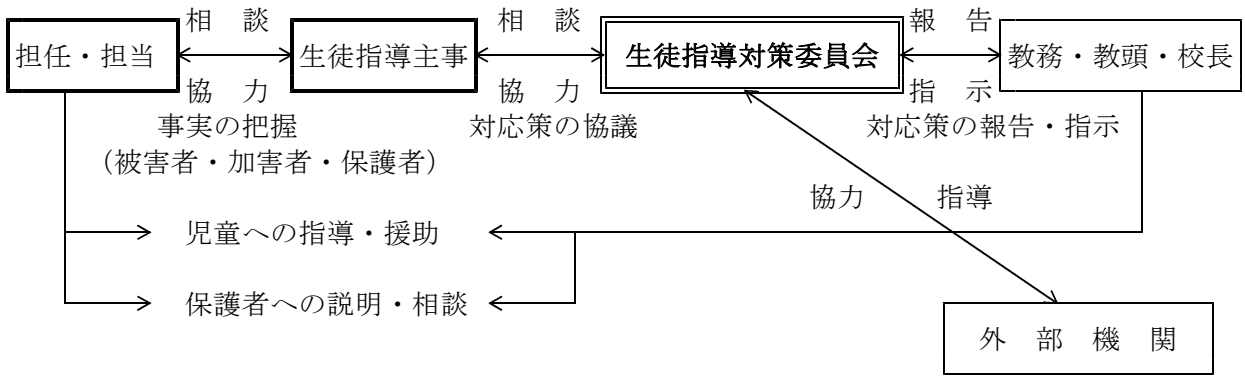


（１）事実の把握（被害者・加害者・問題の内容・保護者）
（２）対応策の協議（生徒指導主事・いじめ対策委員会）
（３）事実・対応策の報告・指示（教頭・校長）
（４）児童への指導・援助（被害者・加害者・関係児童）
（５）保護者への説明・相談（被害者・加害者）
（６）関係諸機関への報告